

証券コード 3692

令和5年6月13日

(電子提供措置の開始日：令和5年6月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
株式会社FFRIセキュリテイ  
代表取締役社長 鵜飼 裕 司

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.ffri.jp>  
(上記ウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「IR・PR情報」「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「FFRI」又は「コード」に当社の証券コード「3692」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月27日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和5年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファーストスクエアカンファレンス  
イーストタワー2階 Room A  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第16期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第16期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しておりますインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告

(令和4年4月1日から)  
(令和5年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるサイバー・セキュリティ業界は、ロシアのウクライナ侵攻による著しい世界情勢の変化によって、世界中でサイバー攻撃が増加するなど、セキュリティリスクが大幅に増大しました。国内では、ランサムウェアを用いた身代金目的と見られるサイバー攻撃が増加した他、医療機関や交通インフラ、政府組織の機能停止を狙ったサイバー攻撃など、政治的目的のためと見られるサイバー攻撃も増加しており、サイバー・セキュリティが安全保障に与える影響はますます大きくなっています。このようなリスクの顕在化を受け、政府は令和4年5月に経済安全保障推進法、令和4年12月には防衛3文書を制定し、サイバー防衛能力の強化や、基幹インフラ事業者のセキュリティ体制の確保、国内サイバー・セキュリティ産業の育成など、多方面からサイバー・セキュリティ能力の整備・拡充を進める方針です。これにより、ナショナルセキュリティセクター及びパブリックセクターにおける需要の拡大は一層加速しています。

このような環境の中、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

#### ○サイバー・セキュリティ事業

##### (ナショナルセキュリティセクター)

ナショナルセキュリティセクターにおきましては、国際情勢の緊張と比例してサイバー攻撃のリスクが急速に高まっており、サイバー領域における安全保障は重要な課題となっています。我が国においては、防衛3文書が制定されるなど、国家安全保障及び経済安全保障の両面で政府が主導する取り組みが急速に進んでおり、引き続き需要拡大が見込まれます。当社グループにおいては、ナショナルセキュリティセクターの人員を拡大し、研究開発体制を強化した他、横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンターにて、防衛産業及び関連組織向けにセキュリティ調査・研究案件及び、教育案件を中心に実施しました。また、高度なスキルを持つ技術者の育成及び採用の強化など体制整備にも取り組んでおり、将

来のナショナルセキュリティセクターでの大きな需要を取り込める体制構築を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるナショナルセキュリティセクターの売上高は143,800千円（対前期比163.9%増）となりました。

#### （パブリックセクター）

パブリックセクターにおきましては、経済安全保障の実現に向けた政府の取り組みを背景に、セキュリティ調査・研究などの案件が増加している他、地方自治体におけるデジタル化の進展に伴うセキュリティ体制の見直しなどにより需要が増加しています。当社グループにおいては、パブリックセクターに特化したチームによる販売活動の他、官公庁又は地方自治体への販売に強みを持つ販売パートナーとの連携強化によるOEM製品や、マネージドサービスの提供など販売拡大施策を進めております。

この結果、当連結会計年度におけるパブリックセクターの売上高は755,800千円（対前期比42.2%増）となりました。

#### （プライベートセクター）

プライベートセクターにおきましては、引き続き戦略的販売パートナーとの連携強化を進めた他、セキュリティアラートの監視や運用支援、インシデント発生時の初動対応及び調査を提供する「FFRIセキュリティ マネージド・サービス」の提供を開始しております。個人向け製品につきましては、Android端末用セキュリティ診断アプリ「FFRI安心アプリチェッカー」の提供を令和4年3月末で終了した影響により売上高が減少しておりますが、同時に販売代理店に支払う販売手数料も減少しており、利益面への影響は軽微となっております。セキュリティ・サービスにつきましては、セキュリティ調査・研究サービス及び車載セキュリティの関連案件を中心に実施しました。

この結果、当連結会計年度におけるプライベートセクターの売上高は631,704千円（対前期比30.0%減）となりました。

## ○ソフトウェア開発・テスト事業

ソフトウェア開発・テスト事業におきましては、品質保証業務等を中心に堅調に推移した他、将来的なサイバー・セキュリティ関連業務提供に向けた人材の育成にも取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度におけるソフトウェア開発・テスト事業の売上高は421,446千円（対前期比44.6%増）となりました。

その他、NTTコミュニケーションズ株式会社との合弁会社である株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズにおきましては、需要増大に伴う増員及び育成を進めた他、教育・研修案件や調査・テストなどの案件を中心に受託した結果、持分法による投資利益38,893千円（対前期比24.2%減）を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,952,752千円（対前期比9.7%増）、営業利益202,956千円（対前期比96.2%増）、経常利益247,404千円（対前期比58.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益187,279千円（対前期比54.8%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当社グループでは、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当連結会計年度における設備投資額は39,446千円であり、その主な内容は、販売目的ソフトウェアの開発等として25,489千円、自社利用ソフトウェアの購入等として880千円、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等13,076千円であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (令和2年3月期)	第 14 期 (令和3年3月期)	第 15 期 (令和4年3月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (令和5年3月期)
売 上 高 (千円)	1,602,027	—	1,779,344	1,952,752
経 常 利 益 (千円)	341,726	—	156,236	247,404
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	274,488	—	120,978	187,279
1株当たり当期純利益 (円)	33.52	—	14.96	23.60
総 資 産 (千円)	2,527,508	—	2,453,912	2,627,637
純 資 産 (千円)	1,590,724	—	1,723,396	1,749,153
1株当たり純資産 (円)	194.23	—	213.56	221.14

(注) 1. 第14期は連結計算書類を作成していないため、第14期の各指標については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降の各指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (令和2年3月期)	第 14 期 (令和3年3月期)	第 15 期 (令和4年3月期)	第 16 期 (当事業年度) (令和5年3月期)
売 上 高 (千円)	1,600,678	1,618,275	1,487,790	1,531,305
経 常 利 益 (千円)	351,146	329,515	115,378	185,798
当 期 純 利 益 (千円)	273,853	249,242	89,564	135,768
1株当たり当期純利益 (円)	33.44	30.43	11.07	17.11
総 資 産 (千円)	2,529,755	2,656,536	2,345,972	2,463,191
純 資 産 (千円)	1,592,971	1,842,214	1,648,693	1,622,939
1株当たり純資産 (円)	194.50	224.94	204.30	205.18

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降の各指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



### (3) 重要な子会社及び関連会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シャインテック	12,000千円	100%	ソフトウェアに関する開発・テストなど

#### ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ	200,000千円	40%	サイバー・セキュリティに関する教育・研修の実施、研究開発など

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### (研究開発)

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏えい等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社グループでは、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社グループは最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

#### (人材育成)

当社グループが今後成長するに当たり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社グループは従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

#### (セキュリティリテラシー)

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社グループは、通常の営業活動の他、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

#### (ブランディング)

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求することが有効と考えております。また、Black Hat※等のカンファレンスにて最新のセキュリティ技術を発表することで当社グループの技術力を示すなど、当社グループの認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

#### (コンシューマー市場での拡販)

ランサムウェアやオンラインバンキングの不正送金といった個人を標的とするサイバー攻撃が拡大を続けている中、既存のセキュリティ対策は高度化するサイバー脅威を前に効果が薄れてきており、有効な製品の普及はほとんど進んでいない状況となっております。また、個人向けのセキュリティ市場規模はICTの発達やモバイル端末の増加により拡大しており、当社グループは個人向け製品の拡販に取り組んでおります。

※ Black Hat 世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。

#### (5) 主要な事業内容 (令和5年3月31日現在)

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売コンサルティング及び研修。



(6) 主要な営業所 (令和5年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

名	称	所	在	地
本社事務所		東京都千代田区		
横須賀ナショナルセキュリティR&Dセンター		神奈川県横須賀市		

② 子会社

名	称	所	在	地
株式会社シャインテック		神奈川県川崎市多摩区		

(7) 使用人の状況 (令和5年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
サイバー・セキュリティ事業	123 (一) 名	6名増 (一)
ソフトウェア開発・テスト事業	63 (一) 名	3名増 (一)
合 計	186 (一) 名	9名増 (一)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123 (一) 名	6名増 (一)	36.1歳	4.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和5年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和5年3月31日現在）

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,190,000株  |
| ③ 株主数      | 8,024名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
鵜飼裕司	1,942,000株	24.55%
金居良治	1,441,600	18.23
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) / SMTTIL / JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	193,900	2.45
株式会社SBI証券	170,800	2.16
田中重樹	170,000	2.15
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	118,100	1.49
楽天証券株式会社	83,500	1.06
KIA FUND F149	68,800	0.87
石山智祥	47,000	0.59
松井証券株式会社	38,900	0.49

- (注) 1. 当社は自己株式を280,233株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（280,233株）を控除して計算しております。
3. 上記鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和5年3月31日現在600,000株）を含めて表記しております。
4. 上記金居良治氏の所有株式数には、令和4年6月30日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和5年3月31日現在600,000株）を含めて表記しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (令和5年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鵜飼裕司	営業本部長
専務取締役	金居良治	最高技術責任者、ナショナル・セキュリティ研究開発本部長
常務取締役	田中重樹	最高財務責任者、経営管理本部長
取締役	川原一郎	事業開発本部長
取締役	梅橋一充	技術本部長
取締役(常勤監査等委員)	原澤一彦	
取締役(監査等委員)	松本勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授 国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長
取締役(監査等委員)	山口功作	合同会社側用人 代表社員 xID株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	平山孝雄	ヴェイムウェア株式会社 公共営業部 アドバイザー UiPath株式会社 通信・公共営業本部 顧問 KELA株式会社 シニアアドバイザー
取締役(監査等委員)	中山泰秀	学校法人追手門学院 名誉理事 追手門学院大学 客員教授 自由民主党政務調査会長特別補佐

- (注) 1. 取締役(監査等委員)松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏は、社外取締役であります。
2. 令和5年3月31日をもって、池田昭雄氏は取締役を辞任いたしました。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、原澤一彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び管理職従業員等、並びに当社子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる、職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償請求金及び争訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などの場合には補填の対象としないこととしております。

## ③ 取締役の報酬等

### (イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は令和3年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ）の報酬は、固定金銭報酬のみを支払うこととし、個々の取締役の報酬額の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### ii. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、毎月支給する定額の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

iii. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は固定金銭報酬のみで構成され、固定金銭報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、その具体的内容を決定するものとする。

(ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	92,560 (-)	92,560 (-)	- (-)	- (-)	6名 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	25,530 (13,530)	25,530 (13,530)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	118,090 (13,530)	118,090 (13,530)	- (-)	- (-)	11 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には、令和5年3月31日をもって辞任した取締役(監査等委員を除く。)1名を含んでおります。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、平成30年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名です。
4. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、令和2年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名です。

#### ④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役(監査等委員) 松本勉氏は横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授及び国立研究開発法人産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 研究センター長であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役(監査等委員) 山口功作氏は合同会社側用人 代表社員及びxID株式会社社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）平山孝雄氏はヴィエムウェア株式会社 公共営業部 アドバイザー、UiPath株式会社 通信・公共営業本部 顧問及びKELA株式会社 シニアアドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中山泰秀氏は学校法人追手門学院 名誉理事、追手門学院大学 客員教授及び自由民主党政務調査会長特別補佐であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 松本 勉	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年の情報工学研究で培った深い知識と幅広い知見に基づき、専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 山口 功 作	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営の経験を含む豊かな経験と、情報通信分野における実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 平山 孝 雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに、また、監査等委員会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、ナショナルセキュリティにおける情報通信分野の豊富な経験と実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。



	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中山泰秀 (監査等委員)	令和4年6月28日就任以降に開催された取締役会10回のうちすべてに、また、監査等委員会10回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、外交・ナショナルセキュリティ分野における豊富な経験と実績に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び議案審議に必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である松本勉氏、山口功作氏、平山孝雄氏及び中山泰秀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1千万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、令和4年6月28日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任の他、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

(ロ) 内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

(ハ) 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

(イ) 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行いま

す。

(ロ) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

(ハ) 当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、当社内に子会社担当部署を設置し、子会社から月次報告その他必要事項について定期報告を実施します。

(ロ) 当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。

(ハ) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

i. 監査等委員会は、必要がある場合は、内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。

ii. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行うこととします。

iii. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとします。

(ロ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- i. 取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査等委員会に直ちに報告します。
- ii. その他の事項に関して、監査等委員会から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告します。
- iii. 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

(ハ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- i. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ii. 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- iii. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

(ニ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

## ⑦ その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般

当社は、取締役会の決議により内部統制システムの基本方針を決議しております。当社の内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査責任者がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。

### ③ リスク管理体制について

当社は、リスク管理について必要事項を定めたリスク管理規程を整備し、リスク管理体制の構築・運用を行っております。また、当社を取り巻く環境の変化を考慮し、リスク管理体制及び運用は適宜見直しを行い、取り組んでおります。

### ④ 取締役の職務執行について

当社は、毎月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法的決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督しております。

### ⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会に報告したことを理由とした、不利な取扱いを受けることのないよう監査等委員は十分な配慮を持った対応を行い、情報収集に努めております。監査等委員会がその職務を執行するにあたっての必要な予算は、年初に予算が確保されており、臨時支出等で予算を超過する場合についても、追加計上による承認を得る体制が整えられています。また、監査等委員会は会計監査人、内部監査部門など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



## 連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,115,979	流動負債	868,509
現金及び預金	1,758,909	買掛金	6,924
売掛金	281,623	未払金	13,748
契約資産	37,006	未払費用	18,144
製品	315	未払法人税等	51,802
前払費用	25,270	未払消費税等	48,334
その他	12,854	預り金	18,973
固定資産	511,657	賞与引当金	4,092
有形固定資産	35,382	契約負債	706,490
建物	17,268	固定負債	9,974
車両運搬具	1,303	資産除去債務	9,974
工具、器具及び備品	16,810		
無形固定資産	141,631	負債合計	878,484
商標権	55	(純資産の部)	
ソフトウェア	26,299	株主資本	1,749,153
のれん	115,276	資本金	286,136
投資その他の資産	334,644	資本剰余金	261,136
投資有価証券	293,722	利益剰余金	1,624,362
長期前払費用	800	自己株式	△422,482
差入保証金	28,400	純資産合計	1,749,153
繰延税金資産	11,721	負債純資産合計	2,627,637
資産合計	2,627,637		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（ 自令和4年4月1日 ）  
（ 至令和5年3月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		1,952,752
売 上 原 価		785,016
売 上 総 利 益		1,167,735
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		964,779
営 業 利 益		202,956
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 手 数 料	4,352	
補 助 金 収 入	1,000	
為 替 差 益	142	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	38,893	
法 人 税 等 還 付 加 算 金	121	
そ の 他	84	44,609
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	161	
そ の 他	0	161
経 常 利 益		247,404
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		247,404
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,913	
法 人 税 等 調 整 額	210	60,124
当 期 純 利 益		187,279
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		187,279

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 自令和4年4月1日 ）  
（ 至令和5年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	286,136	261,136	1,437,083	△260,960	1,723,396
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			187,279		187,279
自 己 株 式 の 取 得				△161,522	△161,522
当 期 変 動 額 合 計	－	－	187,279	△161,522	25,756
当 期 末 残 高	286,136	261,136	1,624,362	△422,482	1,749,153

	純資産合計
当 期 首 残 高	1,723,396
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	187,279
自 己 株 式 の 取 得	△161,522
当 期 変 動 額 合 計	25,756
当 期 末 残 高	1,749,153

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
  - ・連結子会社の数 1社
  - ・連結子会社の名称 株式会社シャインテック
- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
    - ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
    - ・会社等の名称 株式会社エヌ・エフ・ラボラトリーズ
  - ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - (イ) その他有価証券
      - ・市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法によっております。
    - (ロ) 棚卸資産
      - ・製品、仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
  - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - (イ) 有形固定資産  
当社及び連結子会社は定率法によっております。  
ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～18年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	3年～6年
    - (ロ) 無形固定資産
      - ・市場販売目的のソフトウェア  
見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
      - ・自社利用のソフトウェア  
社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
      - ・商標権  
定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

(ロ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

(ハ) 賞与引当金

連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) セキュリティプロダクト

セキュリティプロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

(ロ) セキュリティサービス

セキュリティサービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短くかつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(ハ) ソフトウェア開発・テスト

ソフトウェア開発・テストにおいては、ソフトウェアの開発、品質保証等を行っております。履行義務は契約期間にわたり役務を提供することであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、20年以内のその効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。なお、株式会社シャインテックののれんの償却期間は10年であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 11,721千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループで用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

63,728千円



## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 8,190,000株
- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 280,233株
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- (イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注1)参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	28,400	26,909	△1,490
資産計	28,400	26,909	△1,490

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	300
関係会社株式	293,422

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,758,909	—	—	—
売掛金	281,623	—	—	—
合計額	2,040,533	—	—	—

差入保証金は回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	26,909	—	26,909
資産計	—	26,909	—	26,909

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため、回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	サイバー・セキュリティ事業				ソフトウェア 開発・テスト 事業	
	ナショナル セキュリティ セクター	パブリック セクター	プライベート セクター	計		
セキュリティプロダクト	2,118	272,707	603,899	878,725	—	878,725
セキュリティサービス	141,681	483,093	27,804	652,579	—	652,579
ソフトウェア開発・テスト	—	—	—	—	421,446	421,446
顧客との契約から生じる 収益	143,800	755,800	631,704	1,531,305	421,446	1,952,752
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	143,800	755,800	631,704	1,531,305	421,446	1,952,752

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度の当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和5年3月31日	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	244,372	281,623
契約資産	9,340	37,006
契約負債	625,735	706,490

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、使用許諾期間にわたり収益を認識するソフトウェアライセンスの使用許諾契約に関して、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債の増減は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は405,465千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	347,602	358,888	706,490

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	221円14銭
(2) 1株当たりの当期純利益	23円60銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,984,367	流動負債	830,277
現金及び預金	1,670,323	買掛金	1,732
売掛金	239,497	未払金	13,068
契約資産	37,006	未払費用	9,421
製品	315	未払法人税等	49,711
前払費用	24,368	未払消費税等	36,593
その他	12,854	預り金	13,259
固定資産	478,824	契約負債	706,490
有形固定資産	34,064	固定負債	9,974
建物	17,268	資産除去債務	9,974
工具、器具及び備品	16,796	負債合計	840,252
無形固定資産	26,354	(純資産の部)	
商標権	55	株主資本	1,622,939
ソフトウェア	26,299	資本金	286,136
投資その他の資産	418,405	資本剰余金	261,136
投資有価証券	300	資本準備金	261,136
関係会社株式	379,262	利益剰余金	1,498,149
長期前払費用	770	その他利益剰余金	1,498,149
差入保証金	28,243	繰越利益剰余金	1,498,149
繰延税金資産	9,828	自己株式	△422,482
資産合計	2,463,191	純資産合計	1,622,939
		負債純資産合計	2,463,191

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

( 自令和4年4月1日 )  
( 至令和5年3月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,531,305
売 上 原 価		438,412
売 上 総 利 益		1,092,892
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		912,648
営 業 利 益		180,244
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14	
受 取 手 数 料	4,352	
補 助 金 収 入	1,000	
法 人 税 等 還 付 加 算 金	121	
為 替 差 益	142	
そ の 他	84	5,715
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	161	
そ の 他	0	161
経 常 利 益		185,798
税 引 前 当 期 純 利 益		185,798
法人税、住民税及び事業税	50,591	
法 人 税 等 調 整 額	△561	50,029
当 期 純 利 益		135,768

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自令和4年4月1日 )  
( 至令和5年3月31日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	286,136	261,136	261,136	1,362,380	1,362,380	△260,960	1,648,693	1,648,693
当期変動額								
当期純利益				135,768	135,768		135,768	135,768
自己株式の 取 得						△161,522	△161,522	△161,522
当期変動額 合 計	—	—	—	135,768	135,768	△161,522	△25,753	△25,753
当期末残高	286,136	261,136	261,136	1,498,149	1,498,149	△422,482	1,622,939	1,622,939

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

##### ② 棚卸資産

・製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～6年

##### ② 無形固定資産

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・商標権

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

##### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) セキュリティプロダクト

セキュリティプロダクトにおいては、ソフトウェアライセンスの使用許諾、買取型ソフトウェアの販売及び保守サービスの提供を行っております。ソフトウェアライセンスの使用許諾については、ライセンス契約に基づきライセンス使用許諾期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。買取型ソフトウェアの販売については顧客の検収が完了した段階で一時点で収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。保守サービスについては、保守契約に基づき保守期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主として履行義務の充足前の一時点に前もって受領しております。

(ロ) セキュリティサービス

セキュリティサービスにおいては、セキュリティに関する調査、研究、受託開発等を行っております。作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が短かつ少額なもの及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,828千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測、仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断をしております。

一時差異等加減算前課税所得は、利益計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し、見積っております。

将来の課税所得が生じる時期及び金額は、今後の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類における繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	53,983千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	21,545千円
短期金銭債務	1,732千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	49,581千円
------------	----------

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 8,190,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 280,233株
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,106千円
未払事業所税	596千円
一括償却資産	1,752千円
減価償却超過額	730千円
資産除去債務	3,054千円
収益認識基準適用による利益剰余金の修正	5,308千円
繰延税金資産小計	15,548千円
評価性引当額	△3,054千円
繰延税金資産合計	12,494千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,665千円
繰延税金負債合計	△2,665千円
繰延税金資産の純額	9,828千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%
住民税均等割	0.44%
法人税等の特別控除	△3.83%
評価性引当額の増減	0.01%
その他	△0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.93%



## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	205円18銭
(2) 1株当たりの当期純利益	17円11銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月23日

株式会社F F R Iセキュリティ

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	石 渡	裕 一 朗
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	小 原	芳 樹
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F F R Iセキュリティの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F F R Iセキュリティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月23日

株式会社FFRIセキュリティ

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	石 渡	裕 一 朗
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	小 原	芳 樹
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社FFRIセキュリティの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月24日

株式会社 F F R I セキュリティ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	原	澤	一	彦	㊟
監 査 等 委 員	松	本		勉	㊟
監 査 等 委 員	山	口	功	作	㊟
監 査 等 委 員	平	山	孝	雄	㊟
監 査 等 委 員	中	山	泰	秀	㊟

(注) 監査等委員松本勉、山口功作、平山孝雄及び中山泰秀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	う かい ゆう じ 鵜飼裕司 (昭和48年2月17日生) (再任)	平成12年4月 イーストマンコダックジャパン株式会社 入社 平成15年3月 eEye Digital Security社(現Beyond Trust社) 入社 平成19年7月 当社設立 取締役副社長最高技術責任者 平成21年3月 代表取締役社長(現任) 令和5年3月 営業本部長(現任)	1,942,000株
(取締役会の出席回数) 14回/14回 (取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由) 当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、企業価値向上において重要な役割を果たしております。以上より、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	かな い りょう じ 金 居 良 治 (昭和50年1月17日生) (再任)	平成16年10月 eEye Digital Security社(現 Beyond Trust社) 入社 平成19年7月 当社設立 取締役技術担当 平成21年3月 取締役最高技術責任者 平成30年6月 専務取締役最高技術責任者(現任) 令和4年4月 ナショナル・セキュリティ研究開発本 部長(現任)	1,441,600株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由)</p> <p>当社の創業者であり、サイバー・セキュリティに対する深い知識と経験及び実績を有しており、当社の専務取締役最高技術責任者として技術面で重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	た なか しげ き 田 中 重 樹 (昭和43年1月13日生) (再任)	平成16年6月 バリオセキュア・ネットワーク ス株式会社(現 バリオセキュ ア株式会社) 入社 平成20年12月 当社入社 管理部長 平成21年4月 経営管理本部長 平成21年6月 取締役最高財務責任者 平成30年6月 常務取締役最高財務責任者(現任) 令和4年4月 経営管理本部長(現任)	170,000株
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の常務取締役最高財務責任者として管理部門全体のマネジメントを担当し、コーポレート・ガバナンスを中心に重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	かわ ほん いち ろう 川 原 一 郎 (昭和45年3月18日生) (再任)	平成10年4月 株式会社システムプロ (現 株式会社システナ) 入社	3,600株
		平成19年7月 インフォサイエンス株式会社 入社	
		平成24年3月 当社入社 技術戦略室 シニア・マネージャー	
		平成26年4月 執行役員 事業推進本部長	
		平成30年6月 取締役 事業推進本部長	
		令和4年4月 取締役 事業開発本部長 (現任)	
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役 (監査等委員である取締役を除く。)) 候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の取締役事業開発本部長として事業開発部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	うめ はし かず み 梅 橋 一 充 (昭和55年2月19日生) (再任)	平成13年4月 富士インフォックス・ネット株式会社 入社	2,000株
		平成18年4月 ソーバル株式会社 入社	
		平成20年4月 当社入社	
		平成24年4月 執行役員 プロダクト開発第二部長	
		平成30年6月 取締役 製品開発本部長	
		令和4年4月 取締役 技術本部長	
		令和5年4月 取締役 yarai開発本部長 (現任)	
<p>(取締役会の出席回数) 14回/14回</p> <p>(取締役 (監査等委員である取締役を除く。)) 候補者とした理由)</p> <p>これまで当社の取締役yarai開発本部長として技術部門全体のマネジメントを担当し、重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる損害賠償請求金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしています（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識しながら行った行為などを除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 鵜飼裕司氏の所有株式数には、令和3年3月16日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和5年3月31日現在600,000株）を含めて表記しております。
4. 金居良治氏の所有株式数には、令和4年6月30日付で締結した管理信託契約に伴い株式会社SMBC信託銀行が保有している株式数（令和5年3月31日現在600,000株）を含めて表記しております。

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	サイバー防衛	公共ビジネス	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	人事労務・総務法務	コーポレートガバナンス
鵜飼 裕司	●	●	●	●	●			
金居 良治		●		●				
田中 重樹						●	●	●
川原 一郎					●			
梅橋 一充				●				
原澤 一彦							●	●
松本 勉				●				
山口 功作	●		●					
平山 孝雄		●						
中山 泰秀	●	●	●					

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

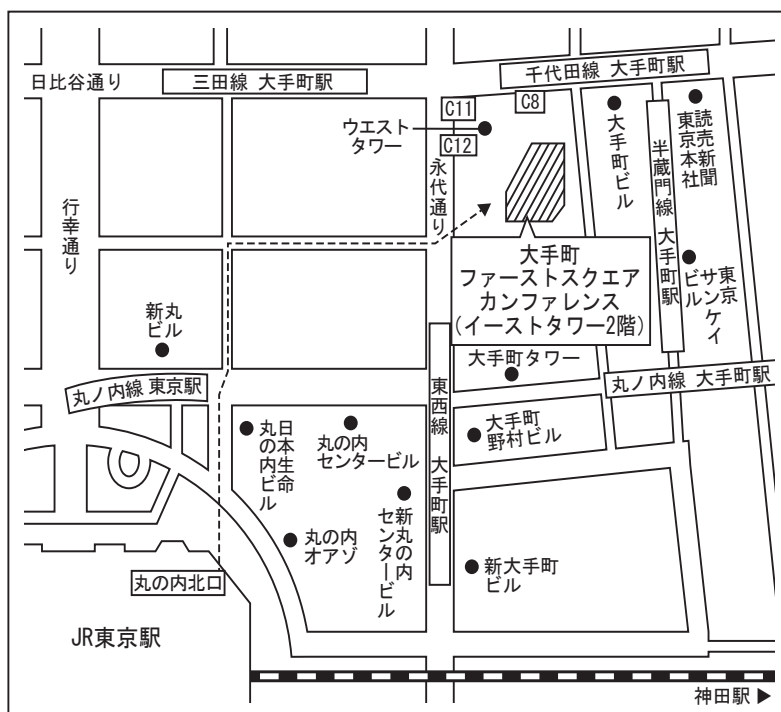
## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエアカンファレンス

イーストタワー2階 Room Aが会場です。

会場ビルは、セキュリティ強化のため、エレベーターホール入口にゲートが設置されております。お越しになる際には、セキュリティカードが必要となります。お手数ですが、1階エントランス内のカンファレンス専用受付にてお受取りになり、ご来場ください。



### 最寄駅

J R 東京駅丸の内北口 徒歩4分

地下鉄 (東京メトロ丸の内線/東西線/千代田線/半蔵門線/都営地下鉄三田線)

大手町駅C8・C11・C12出口 徒歩1分